九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

竈雑考 : 古法制雑考(その三)

金田, 平一郎
九州帝国大学法文学部助教授

https://doi.org/10.15017/14476

出版情報：法政研究. 6 (1), pp.213-262, 1935-11. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

竈雑考

——古法制雑考（その三）——

金田平一郎

竈雜考

——古法制雜考（その三）——

一

カマド——竈とは、元來炊爨用具を意味する言葉であること云ふ迄もないが、後轉用されて、別個な意義を有する場合が生ずるに至るのである。

然らば、轉用された竈なる名辭は、如何なる概念であつたか。

之に答へて、例へば日本田制史は『戸とは人の住する家をいひ、口とは其の家に住む人をいふ。戸を「へ」と訓ず。「へ」は飯を炊く具の名にて竈のことなり。……この竈を本にて、やがて其の竈ある家「いへ」の「へ」も同じを戸といふ。民戸を計ふるに幾烟といひ、今も家數を計ふるに幾竈といふを思ふべし。』(1)と云ひ、大日本國語辭典の如きは、『かまど』とは、『一家族の生活をなす家。一軒の家』であり、『かまどかず』は戸數に同じなどゝ云ひ(2)、更に大辭典、大日本國語辭典の如き、竈は又財産の意にも使用せらると述べ(後田)、一應その意味は解明せられて居るのである。

しかし右の如き說明は、敢へて當らずと云ふのではないが、尙ほ未だ充分でないやうに考へられる。

私は本篇に於て、自分の目に觸れた、轉用後の竈なる語の用ゐられて居る、德川時代の法制關係史料四五の紹

介旁々、それ等に見える此語の意味に就き、少しく解説を試み、以て右の如き考の由つて來る所を、明らかにして見度いと思ふのである。

(1) 横山由清著、戸籍の條下、一五〇頁。

(2) 他の諸辭典皆大同小異。尙ほカマドの原義、系統等に就いては、宮崎先生法制史論集及び各種國語辭典、吉田東伍氏古代の郷と戸と家に就いて（歴史地理三卷四號）等參照。

二

幕府評定所の判決例を書留めたる、新正御評定所御載許（マヽ）御留書第二冊に地頭背逃散之百姓と題し、

一　有馬左衛門佐領分日向國坪屋村山陰村之もの三百竈之百姓郡代梶田十郎左衛門代官大崎久左衛門仕置嚴敷有之旨知行廻り候目付役津隈三郎左衛門方ゟ訴之處不取上然ル處右百姓在所立退キ秋月長門守領分日向國高鍋ゟ罷越候ニ付長門守在處ニ留置當地ゟ訴來ニ付可遂詮義旨御老中依被仰渡右坪屋村山陰村百姓貳拾貳人并訴狀認候林田半藏其外郡代代官左衛門佐家來并秋月長門守家來召寄未三月五日ゟ於評定所度々糺明之上同六月廿二日有馬主殿并左衛門佐家來有馬忠左衛門堀齊宮召出坪屋村善内市兵衛儀騷動致候處爲頭取段重科ニ付在所ヘ遣シ磔ニ懸ル兩人男子死罪妻并女子ハ奴山陰村重右衛門佐次兵衛段助儀市郎兵衛善内致一味段不屆ニ付於在所死罪又次郎庄之亟闘之允久五郎覺之亟太郎助儀一列仕候段不屆ニ付伊豆小嶋ゟ流罪林田半藏儀右百姓共令荷擔不屆之仕方ニ付於在所死罪左衛門佐郡代梶

田十郎左衛門大崎久左衛門儀領内之百姓共立退候ニ付遂詮儀候處一通リ之申分ハ相立候得共常ゞ申付不宜故令騒動候依之兩人追放右之外山陰村百姓八人坪屋村百姓四人御構無之在所へ返ス并半藏召仕權十郎義御構無之ニ付在所へ返ス右之旨於評定所申渡左衛門佐義御老中ゟ可致逼塞旨被仰渡其上所替被仰付候者也右出座（以下略）

と見えるが、之は元祿三年九月十九日の所謂山陰騒動事件に對する、翌四年六月廿二日の評定所判決を傳ふるものである。(3)

扨て、此判決書留に見える竈とは何か。

喜田貞吉氏の日向國史下卷一四〇頁以下に、此山陰騒動に關する記述があるが、之にあつては、男女千五百人逃散と記るされて居るので、先づ此竈とは、平均五人の集團を指稱するものであることが知られるのである。

徳川時代の人口、戸數などに關する調査記錄を檢すると、右と同じく、少くとも竈とは、數名の集團を意味したものであることを示す、事例を見出すことが少くない。今以下にその類例を掲示して見よう（同一地方に就いては、一二の類例を以て代表せしむるに止める）。

日向國史下卷一四〇頁に、

明暦中封内人口六萬四千四百五十二人　男三萬六千三百廿二人　女二萬八千百三七人

竈數一萬二千五百十六

とあり、之にあつては一竈の平均人員五・一人となる。

延岡小田家記錄の御先代須怒江村へ御渡被成候帳面之寫の條下に、(4)

一　村中竈數貳拾五軒此人數百三拾五人内　男七拾三人　女六十二人

右延享四年書

と見え、之にあつては一竈の人員平均五・四人である。

熊本藩の寶暦七年五月の吏員報告書中に、(5)

一　竈數千五百二十三竈御給地

一　人數三千四百二十四人

とあり、之に於ては一竈人員平均二・二人となる。

佐賀藩の嘉永七年三月の多布施新宿竈帳に(6)

合　二拾六竈　男女百二拾七人

と見え、又同藩の同年同月の伊勢屋町人別竈帳に、(7)

合竈數七拾三軒

（中略）

合男女三百五拾人

と見え、前者に於ては平均四・九人、後者に於ては平均四・八人が、一竈の人員であつたと云ふことになる。

小倉藩の萬延元年中十一月の田川郡竈數人數書上帳に、(8)

一　竈數百四拾四軒　　上伊田村

内

一　百四拾軒　　百　姓

一　三軒　　寺　法名本

一　壹軒　　社　家

一　人數六百四十四人　　（以下略）

とあり、之にあつては一竈平均四・五人となる。

又同藩の同年同月の上毛郡×××（賤民）竈小屋數人數書上帳に、(9)

一　竈數三拾四軒　　×　×

人數百五十五人

（中略）

小屋合貳軒　　非　人

とあり、之に於ては一竈平均四・六人となる。

長崎明細記[10]に、

一　市中ヶ所三千九百拾四ヶ所貳合餘
　此ヶ所割銀五百貳拾四貫五百拾匁餘
一　市中竈數九千六百九拾竈、但年々增減有之
　此竈割三百五拾四軒　但右同斷
一　家數壹萬千六百五拾四軒　但右同斷
一　人數三萬四千貳百六拾三人　但右同斷

と見えるが、之に於ては一竈三・五人平均と云ふことになる。

廣島藩の增補三原志稿[11]戸口の部に、

戸三百三十八軒竈五百三十竈……口二千百十二人

とあり、之にあつては一竈人員平均四人である。

岡山市史上四七〇頁に依ると、享保年代の調査と見らるゝものに、

家數二千七百六十八（借家數を欠く）、竈數七千六百九十九、總人數合三萬二百九十六人

とあると云ふが　之にあつては一竈平均三・九人と云ふことになる。

濱方記錄[12]に、

天明六丙午諸國凶作に付同七年前代未聞之困窮大坂市中及餓死候者茂有之程之儀に付施行之儀從御公儀御觸等茂有之思ひ〳〵施行いたし候者も有之御公儀へ差出し候町々并員數左之通（中略）

三郷困窮人高　拾八萬九千三百五人

同竈數高　五萬六千貳百三拾貳軒（以下略）

と見えるが、之は大坂に於ける、一竈平均人員三・四人と云ふ例である。

又半日閑話に(13)、文化二年乙丑九月の大坂に於ける調査が見えるが、それは

大坂町中并大坂附之寺社人數

都合三拾七萬四千六百八十七人

（中略）

一、同郷三竈數九萬四千三百五十七軒

となつて居り、又日本財政經濟史料九卷一二三二頁所載に依つて、天保十三年辛丑五月の調査内容を知り得るが、それは

町方并寺社門前町屋町人惣員數

合五拾六萬三千六百八拾九人

此竈數拾四萬四千百九拾七軒

となつて居て、一竈平均三・九人と云ふことになる。

尙ほ大坂に於ける類例としては、此外に佐古慶三氏の研究の結果が擧げられるが、それに於ては、一竈四人前後五人前後と云ふことになつて居る。(14)

神戸地方の記錄である、享保年代の南條昌慶覺書に、(15)

一町數……

一本家千八百六拾八軒

（中略）

一借屋千七百貳拾七軒

（中略）

一竈數三千九百三拾四

一井戸數九百八拾四

と見え、又天明八年の同地方の覺書に、(16)

一竈數四千貳百四拾五軒

內

本家千九百五拾七軒

借屋貳千貳百八拾八軒

（中略）

人數貳萬五百四拾六人

とあるが、前者に於ては平均五人、後者に於ては平均四・九人が、一竈の人員であつたのである。

大津市志上八三二頁には、

元祿十二年人口一七八一〇戸數（竈數）四七二六

とあり、之にあつては一竈三・五人平均となる。

大垣市史[17]所出天保八年の書付には、

一、宿内惣家數九百四軒但竈數千三百四十一軒

惣人數五千五百二十二人

とあつて、一竈平均四・一人と云ふことになる。

高田市史[18]に、

寛保元年六月竈數四千六十有二本家數二千七百七十八軒、借家千二萬八十四軒

一萬五千八百二十二人

又

天保九年……竈數四千三百七、人口一萬八千三百八十三人

と見え、一竈平均人員、前者は三・四人後者は四・二人となつて居る。

(3) 新正御評定所御載許御留書（本學法制史研究室所藏）に就いては、拙稿古判例集數種（本誌第二卷第二號）、及び高柳眞三氏德川時代の重婚（法學第三卷六號）七九頁註六參照。本書の異本として公裁一件（詳しくはその中の類例と題する部が本書と同樣の內容である）なる古寫本が、東北帝國大學圖書館に購入せられたが、しかも、それは本書より善本であつたのである（前段所引高柳氏文同所參照）。今本文に揭げた所は、本學所藏本を底とし、東北帝國大學本（公裁一件抄と題し公裁一件を抄寫（類例の部）せるものを用ふ――此副本は高柳氏の好意に依り、現在本學に之を備へることが出來たのである）を以て、補訂したものである。尙ほ併せて喜田貞吉氏の日向國史下卷一四〇頁一四一頁をも參照した。

山陰騷動の年月は、前揭日向國史下卷一四〇頁に依る。判決の年月は公裁一件に明記されて居る、尙ほ此點に就いては、前段所揭拙文二六頁註(63)も參照。

尙ほ此判決は、所謂百姓一揆の一例を示すものとして、しかもその早期に屬する百姓一揆に對する幕府評定所の判決を傳ふるものとして、百姓一揆の研究にとつて、好個の資料たるを失はないであらう。黑正巖氏百姓一揆の研究、德川禁令考第五帙二九五頁、浦記錄（福岡藩法例書）所出明和四年九月の法令參照。

我々としては、本判決が、百姓逃散に對する刑罰の變遷を示す、具體的一例として、更に興味があるのである。今こゝに百姓一揆に對する刑罰の沿革を述べる遑を持たないが、序を以て、一言して、本判決の此方面に於ける地位を窺つて置くことにしよう。

慶長八年三月二十七日の御制法に『御領所並私領之百姓事其代官其領主非分有之に依而、所を立のき候付而者、たとひ其主より相屆候ともみだりに不レ令二歸付一候事』（日本財政經濟史料二、一一一一頁）とか、或は寬永二十年の書付に『一地頭代官仕

置惡候而百姓堪忍難成と存候ハヽ年貢皆濟致其上者近郷成とも居住可仕未進無之候ハヽ地頭代官構有間敷事』(徳川禁令考後聚第二帙一六三頁)などと見えて、代官領主の非違に基づく逃散は、その初め認容せられて居た(黒正氏前掲書も同旨)のであるが、之が本判決になると、頭取磔以下夫々重刑を課して居るのである。しかし之が必ずしも幕府法上の原則となつたものではなく、下つて享保十四年九月二十一日の評定所判決に於ては、頭取死罪獄門であり、更に元文四年四月十一日の評定所判決に於ては、頭取遠島となつて居り(徳川禁令考第二帙一五三、一六一頁)、未だ確たる標準が決定されたものではなかつたらしいのである。即ち寛保元年御定書に於て、『頭取死罪一名主重キ追放一組頭田畑取上所拂一惣百姓村高ニ應し過料但地頭申付非分有之ハ其品ニ應し一等も二等も輕く可相伺未進於無之ハ重キ咎に不及事』なる標準が、初めて確定されるに至つたのである。尤も此後と雖も場合により加減があつたことはある。例へば安永年代の判決では、頭取を磔に處して居るが如きそれである(日本財政經濟史料二、一一二七頁)。

以上甚だ粗雜なる説明であるが、之を以て見るならば、百姓逃散に對する幕府の態度は、その當初極めて寛であり、下つて酷烈となり、後御定書時代稍々緩和されるに至つたと云ふことが出來るやうである。

(4) 三、十枚。本書(但し副本)は本學國史研究室藏。

(5) 内村政光氏藩政時代の百姓村(經濟史研究一三卷二號)一〇〇頁所載。

(6) 佐賀市鍋島家別邸所藏。

(7) 同上。

(8) 福岡縣豐津村小笠原家別邸所藏。

(9) 同上。

(10) 吹塵錄(海舟全集本)下所出に依る。

(11) 三原志稿は文政二年に成る。
(12) 近世社會經濟叢書本、一二八頁。
(13) 日本隨筆大成本、四〇四頁。
(14) 佐古氏舊大阪水帳人別帳の「家」は「棟」にあらざる考（歴史と地理一二卷四號）六八頁以下に見える、万治乃至明治二年の類例。
(15) 神戸市史資料二の四三頁。
(16) 同上、一九七頁。
(17) 上五四二頁。
(18) 二二三頁。

次に然らば、右の諸例に於ける竈とは、單に數人の集團を意味し、指稱するに止まるものであつたか、數人の集團を常に竈と呼ぶものであつたか。

少くとも佐賀藩に於ける事例に於ては、竈の名を冠する數人の集團は、單なる人の集團と云ふのではなく、原則として、夫婦を中心とせる血緣者の團體であつたのである。此地方の竈帳の中に明細に記載せられたる、各竈の內容を見るならば、充分之を了解し得られるであらう。今伊勢屋町人別竈帳より抽出して、その一二の例を掲示して見よう。(19)

石橋際東側

一　屋舗表口三間四尺四寸

澤野留之助殿與足輕　四十三才　永尾平兵衛
町方下役　三十貳才　同　女房
十三才　同　娘　とも
十壹才　同　子　廣三郎
六　才　同　娘　なか

右軍藏割借屋
袋村町内

蒟蒻屋並日傭稼　三十貳才　町人利兵衛
三十壹才　同　女房
八　才　同　子　恒吉
四　才　同　子　袈裟吉

一　向駄賃町
眞覺寺

一　向田中村
光德寺

之は武士の例であるが、次に町人の竈の例を擧げると、

此の如く（父祖、弟姉妹、甥姪等を含む場合もある）、佐賀地方に於ては、竈なる集團が、近親者血緣者團であつたと云ふことを、實證することが出來るのである。

佐賀地方以外の前掲諸例に就いては、今右の如き具體的例證を擧げること、不可能なのであるが、恐らくは各場合も亦、佐賀のそれと同樣であつたと考へて、差支へないのではあるまいか。

果して然りとすれば、右云ふ竈とは先づこゝに、夫婦を中心とする數名の血緣團體であつたと云ふことになるのである。

しかし更に、前掲諸例の大半に見えるやうに、竈を數ふるに、軒の語を以てして居るのであるから、此竈には築造物、家屋の意味も含められて居ることが推測せられるので、此點を加味して考ふる時、此竈とは、居を共にする數名の血緣團體であつたとなし得られるであらう。

更に尙ほ、竈そのものゝ本來の語義は炊具であるが故に、たとへそれが轉用されたにせよ、此語を以て呼ばれる團體は、竈を中心とせる團體、竈即ち炊具從つて食と云ふ關係が、相當重要なる要素である團體であつたと推察することは、强ち不自然ではないであらう。果して此推量が當つて居るとするならば、竈とは、食を共にせる團體でもあつたと云ふことになるのである。

以上を基礎として云ふならば、此竈なる語は、居を共にし食を一同にする、夫婦中心の小血緣團體を、意味するものであつたと云ふことになるであらう。德川時代の家は、夫婦子孫を本體とした、小家族であつたのであるが、以上の意味に於ける竈は、正に此家であつたと云ふことになるのである。

德川時代に於ては、同居共食の家族團體を、竈なる本來炊具を意味する語を以て、呼稱する場合があつたと云

ふ、以上の解釋に到達するには、右に述べた通り、二三單なる推測をも援用して居るので、此解義甚だ根據薄弱と云ふことになるのであるが、比較法制史比較法學的見地からするならば、此種の推論も亦、大過を犯すものでないと思はれるのである。

蓋し、中田博士の研究に依れば、中世時代の獨逸南部地方の共産家族は、居家を同ふし、食事を共にする一の組合であり、故に『一の食物とパンとにて』(in einem Mus und Biot)或は『一の桝と畑とパンとにて』(zu einem Scheffel, Rauch und Brot)或は又『一の家と一の賄とにて分異せずに』(in einem hus und in einer cost ungeteilt)生活する者と稱せられ、佛蘭西中世の共産家族は、『一の火と一のパンにて』(à un feu et à un pain)或は『共同の鍋と鹽と費用にて』(à Commun pot, sel et depense)生活する者と稱せられ、北部日耳曼民族では、共産家族を『共同火爐』(afl)、『共同食物』(motumeyti)、『共同世帶と食卓』(búnatr ok bord)などゝ呼び、印度に於ける共産家族は、同居共食を以て共産生活の外的表象となし、その家族を呼んで、『共同に賄ふ者』(ekapākena vasatām=gemeinsamer Kochende)と稱して居り、南スラブ族の間に少くとも十三世紀來現行されて居る共産家族制に於ては、家族を呼ぶに、『煙突』(Odžak)或は『烟』(Dim)の語を以てする場合があり、支那に於ては古くから、家族共産制を『同居共爨』と稱して居たもので(21)(之等諸例はすべて共産家族に關する事例ではあるが、それは兎も角)、同居共食の家族を呼ぶに、居、食或は火の概念を含有する語を以てする習俗が、古くより廣く行はれたことが知られるのであるが故に、我國に於ける、同樣の概念を包含するものと見ていゝ、竈なる語を以て呼

ばれる數名の團體、亦同居共食の家族であり、右の如き一般的習俗の一例と見られると思ふからである。

(19) 註(7)所引。

(20) 中田博士法制史論集第一卷五九三頁。

(21) 中田博士唐宋時代の家族共產制（國家學會雜誌四〇卷七號）に詳述されてある。

扨て德川時代竈なる語は、後述の如く、時に依り地方に依り、各樣の意味に使用せられたものであるとは云へ、此同居共食の家族を意味する場合が、一般的用例であり、最も普通であつたと考へるものである。從つて、以下に、も少し參考の爲めに、竈なる語の使用せられた事例を紹介して見ようと思ふが、それ等亦、同樣の用例であつたと思ふのである。

佐賀藩の法例書である、究筋手數控記錄(22)の一盜取立一通の條下に、

一　諫早矢上村之內馬ノ瀨村德右衞門子再々犯盜人竹次郎義京都罷登絹反物其外過分ニ盜取右を他領持越賣拂候代銀を以家屋敷等買整家作等之義右盜品代銀ニ而相整罷在候旨申出ニ付村方之儀右之者名前ニ而家居相立居候哉役之者調合候處村方へは竹次郎親德右衞門名前ニ而竈相立候由申達候得共云々

大村藩寛永頃の記錄(23)に、

家數七竈。

延岡小田家記錄[24]三の四枚に、

須怒江景氣書○天明七年末三月の書付

百姓竈九軒有之候所株立候者一二人可有之哉數年來困窮相募作間ノ稼無之譯ハ云々

又同上百枚に、

覺

一　惣竈數　拾九軒

內

五人帳ノ表

本竈拾六軒

內證　譯竈無御座候

御家人竈無御座候

町方ヨリ入竈無御座候

（中略）

他村ヨリ入竈　壹軒

（中略）

寺　壹ケ寺
社人　壹人
山伏竈無御座候
盲僧竈無御座候
〃外ニ
普門寺下男竈　新藏
右之通吟味仕書上申候以上
須怒江村辨指

天明七未四月　嘉右衛門

御代官所

熊本藩の郡司後記[25]なる古寫本に、

軒數ハ竈數ニ不拘家數貳十軒或ハ五十軒と申事之由天明六年四月下旬御代官衆〻御問合之節御郡間〻之返答云〻

又官職制度考[26]に、

○戸口　竈數を云　人別を云

肥後國……の人口寛永十一年……國中の口數を改めらる男女二十萬三千六百七十八人と見えたりしかれ共其戸數の事を見す延寶年中に初て戸數改りて竈數八千二百五十餘云々

延享三年小倉藩記錄に、(27)

一　六郡竈數、御尋之節、

竈數二萬九百六十二竈、家數三萬二百五十三軒、

又小倉小笠原家別邸藏の町浦願屆一切控(慶應四年)に載せたる歎願書の一節に(之は青木義憲氏の教示に依つて載す)、

當島之義は竈數凡三百軒餘之處御山式等無御座候ニ付而は企救郡御浦邊ゟ薪買入來候云々

山口藩の法例集たる諸書付第一冊四枚ウに、

一　屋敷究改可仕縱一屋敷之內に而もかまと各別ニ有之ハ付取可申事

又同藩の地下上申に、

一　釜戸數八十四軒

內

貳　軒　本　軒

九　軒　半　軒

四十八軒　門男
拾五軒　部屋
八　軒　名子
貳　軒　無緣

又文政九年著作の戸籍徃根帳一ノ一に收められたる、戸籍帳案文中に、

家　持
增減廉々江肩書之事
家數　何千軒
人數　男何千人　女何千人
傳馬　何十疋
船　何艘
店借
竈數　何千竈
人數　男何萬何千人　女何萬人
（以下略）(28)

福岡藩關係のものとしては、天保年代編述の綜合福岡藩年表に、[29]

寛永二十年癸未

今年於呂島工漁夫二竈移ス。

又同書に、

島原工金崎ノ海士一竈移ス。

又福府秘要錄に、[30]

享保十年乙巳十一月十八日……出火(被害計數)……一侍屋敷貳百八軒一寺社六ケ所一町家郡方軒數六百四拾七軒一竈數千三百十三

濱田町史(石見國)[31]に見える、文化七年十二月廿八日の書付に、

類燒竈數百一軒

或は又同書に、

家數六百二十二軒

但シ竈數七百三十八軒

對島地方のものとしては、左の如き興味ある史料を擧げられる。之は鏡山猛氏が對島地方史料採訪の際、採收せられたものであり、今般特に惠與されたので、こゝに掲げることが出來たのである。

（表紙）

奴婢御赦免

嚴原　宗家文庫所藏

（內容）

村岡左京殿拜領

民江主水拜領

古河圖書拜領

（中略—七人拜領人名略）

大浦兵左衛門拜領

豐村善六父

善兵衛

同人母

市之助　母

源七父

源右衛門

同人

母

少右衛門　父

小兵衛

同人

母

平田將監拜領奴婢

澤川萬右衛門被官　助　六

父　源之助

母

右者被官之儀百姓とは違候付是又相尋候處以前ゟ被官竈數相極居夫ニ隨ひ公役相務候得は御捨免無之候而者村中之差支に相成候段被申聞候付是又奴婢御免被成候

杉村仲拜領奴婢

豐村加兵衛妹

き　く

右百姓孫助妻

同人拜領奴

同村源助弟

圓　吉

右百姓清左衛門跡竈相務居候

大浦兵左衛門拜領　婢
同村藤五郎　妹　せん
右百姓市左衛門妻
笹葉半之允拜領奴
同村喜右衛門弟
千代松
龍田伊平太拜領奴
同村市之助弟
善太
右ハ各々子。竈。之儀百姓とハ譯違候付其段相尋候處此度百姓數多潰レ候付被成御免度之旨被申聞ニ付犯人之父母同前ニ奴御免被成候
樋口計助拜領婢
同村喜右衛門妹
みつ
右者次川萬右衛門被官源七女房右被官之妻ニ相成居是又同樣之譯と申聞候付婢御免被成候右者先般子

共依潜商之科爲曳科奴婢被仰付候處豐村百姓三十二竈之内十七竈犯人ニ而夫々御裁許相濟候然處竈數過半相潰レ跡竈容易ニ難取立左候時は御年貢公役銀勿論朝鮮飛船用共ニ必至と及差支候段大切ニ被存委細被訴出候趣御郡中之役大切ニ被心を用候段其筋在之事ニ候乍去御法を被取行候道におるては公之上へニ私ハ無之道理ニ而決而御心え不依事ニ候得共御年貢公役銀減ジ候と申物ニ相成候而ハ豐村亡所ニ成リ候同前ニ而御取ヶ御損削ニ及重大ル事ニ候府内と優劣有之樣ニ相聞候得共右之譯故以一事之權宣右之面々奴婢之號を格別之御了簡を以御赦免被成候尤以來は縱令如何樣之及故障候共御取上被成間敷候尤他ニ嫁候者茂以來は家内宗門改不付替候而は實方之曳科ニ可被仰付候間右之樣可被相心得候

（下　略）

尙ほ此史料に見える『子竈』の語であるが、之は右にある通り、犯罪者の妻又は弟妹にして、連座せる者を稱したものであると云ふこと、それから、各地の用例の大半は、又竈とは同居共食の家族にして、しかも公課負擔の資格ある場合を指稱するものと考へていゝと思ふが、之にあつてはその意味が明瞭に看取出來ると云ふこと、而して『子竈』と云ふ場合は、右の全體の文意からして、竈の語を使用するが、公課負擔の資格がなかつたと見られることは云ふ迄もなく、又獨立の同居共食家族體ではなかつたであらう、と云ふことなど注目すべきであらう。

岡山藩のものと思はれる安政五年六月御改正御條目寫の條々中に、

一　中庄屋者竈五百軒高五千石位之場所ニ壹人宛丈成身許宜正直成御用ニ相立候者大庄屋ゟ相選伺出

候上ニ而御評儀を以被仰付云々

又岡山市史[32]に、寶永七年改として

家數二千八百四十軒、借家四千八百五十七軒、竈數七千六百九十七

攝陽奇觀[33]に、

一　町數六十五町　　一　家數合千五百六十一軒

一　竈數合七千四百九十一軒

尙ほ大坂地方のものとしては、大阪市史第四上九一六頁、一一〇五頁、一一一五頁、一一一六頁、一一一八頁、及び同史索引の補遺の部八一頁等々參照。

京都地方の例としては、近世風俗見聞集[34]に、

火元は祇園新地末吉町島本三郎九郎借屋若原屋喜兵衛右町內にて家數二軒、此竈數火元共に五十七軒、同所西側大和大路常盤町、芝居二軒、竈數四十八軒、同續き廿一軒町、竈數廿二軒……中略……右家數九十八軒、竈數二百七十七軒云々

常陸笠間藩の記錄[35]に、

去る庚午〇文化七年正月より去る乙亥〇文化十二年正月迄增減惣寄

竈數二百七十一軒增

同　三百六十七軒減

以上は根本記錄及び比較的堅い著作物に見えたる例であるが、

元祿十六年版の立身大福帳卷之三[36]に、

我はへ出より此かた十年の光陰は、奔箭下流の水の如し、此間に二十軒の竈を經めぐりて、給銀都合六百拾匁云々

又享保六年作の百姓分量記卷二[37]に見える次の場合も同じ用例であらう。即ち

また奉公人山出しの時の心は、先身命を助りたる勤に、年を經て少の蓄も出かし、一度離散したる田畑をも請返し、似合の竈をも立たき願たるべし、云々

最近の著作である、壹岐島民俗誌二六八頁に、

一家を持たない者の事を「お荒神樣持たず」と云ふ。又戸數を數ふるのにも一カマド二カマドと呼ぶ

とあるは、古い時代、少くとも德川時代此地方に、同種の慣習の行はれたことを、思はしむるものであらう。

尙ほ德川時代の分家は、家產と家名の分立[38]、即ち具體的な生活共同家族體の新設であるが、此分家を稱して、『臺所分レ』と稱する慣習が、少くとも幕末或地方に存在したことが知られる[39]。所で此『臺所』は竈なる語の代用とも云ふべきものであり、こゝに云ふ竈と同一の意味のものであつたと解せられはしまいか。若し然りとすれば、こゝに參考すべき事例であらう。

又今日迄行はれて居る、東北地方の分家同志を『アエカマド』（相竈）と云ふ慣習[40]、及び本家を『オヤカマド』と稱する奥州舊南部領の慣習[41]、或は又分家を『カマドタテル』と云ふ盛岡地方の慣習等[42]は、又以てこゝに參看すべき類例であらう。

(22) 佐賀鍋島家別邸所藏。
(23) 史學雜誌四十編十一號所載長沼賢海氏の宗旨人別改めの發達中に引用。
(24) 註(4)所引。
(25) 在中出家之節の條。尙ほ肥後相良藩にては、今に竈の語を、戸數を數ふるに用ふと云ふが、今こゝに具體的證據を擧げ得ない。
(26) 肥後文獻叢書第一卷所收本、一九六頁、本書は文化八年成る。
(27) 福岡縣史資料第二輯四七八頁。尙ほ五二〇頁參照。
(28) 三者共に山口縣立圖書館藏。地下上申は山口藩各村に就いて存する、こゝに出したるは、日置村の分の享保乃至寛延時代のもの。
(29) 福岡縣史資料第二輯一七〇頁。
(30) 同上、二四五頁。
(31) 一三四頁。
(32) 上四七〇頁。
(33) 浪速叢業第三所收本、三一頁。

(34) 國書刊行會本、第二、一八三頁。
(35) 經濟史研究三七號所載本庄榮治郎氏の笠間藩の人口政策六一頁所載に依る。
(36) 江戸時代文藝資料第二所收本、一六四頁。
(37) 通俗經濟文庫卷八所收。
(38) 中田博士德川時代の文學に見えたる私法相續の條。
(39) 羽後國平鹿郡の慣習、全國民事慣例類集(明治文化全集本)三〇一頁。
(40) 柳田國男氏農村語彙(農業經濟研究九卷一號)其條。
(41) 同上、其條。
(42) 同上、其條。尙ほ大辭典カマドワケルの條參照。

此の如く、同居共食の家族を竈と稱したことから、延いて同居共食家族の長を、竈の長と云ふ意味の語を以て、表現した場合もあつたと云ふこと、及び、同居共食の家族即ち一世帶に課する稅、今日の戸數割とでも云ふべきものを、竈役或は鎰役(鎰は自在鈎にして、竈なる表現と同種同樣の表現である)などと稱したこともあつたと云ふことを述べて、本節を終ることにし度い。

前掲立身大福帳卷之三、一六四頁に、

(奉公稼の久三、奉公をやめ)……不叶ば打破て又もとの久三、行つくまでの竈將軍と覺悟を極め、元服してより此かた、終にかはらぬなじみの名なれば、不改して直にぬか買の久右衛門と呼れ、云々

日本永代藏卷四、祈るしるしの神の折敷の段に、

我夫婦よりはたらき出し今七十五人の寵將軍大屋敷ねがひのまゝに七つの藏九の間の座敷萬本千草の外銀の生る名木はびこりて所はしかも長者町にすめり。

又同じく西鶴の本朝二十不孝、卷三心をのまるゝ蛇の形の段に、

此武太夫俄にたのしけれは昔を忘れ。時えて我まゝを振舞ば所に憎み立られ。人の付會絶我内の寵將軍寒いもあついもしらず暮しぬ。

又西鶴の世間胸算用、卷二尤始末の異見の段に、

惣じて遊興もよいほどにやむべし仕舞の見事なるは稀なり。是をおもへばおもしろからずとも堪忍して我内の心やすく……ことはりなしに高枕して腰元に足のゆびをひかせ茶は寢ながら内儀にもたせ置て手も出さずに飲けれども面〳〵の寵將軍此内につゞく兵ものなければたれか外よりとがむる人なく樂みは是て濟事なり。

等々は、その類例であるのである。[43] 秋田地方にて、今日一家の主人を『かまんどもち』と云ふ習俗[44]は又、同種の慣習の殘存であるであらう。

尙ほ佛蘭西中世の共産家族制に於ては、時に共産の管理人を『パン塊の長』（Chef du Chanteau）と呼んだことがある。[45] 所で此共産の管理人は同時に共産家族の長であつたのではあるまいか。若し然りとすれば、佛蘭西に於て

は、同居共食家族の長を呼ぶに、パン塊即ち食の長と云ふ表現を取つた譯であるが、飜つて我國の竈將軍なる語に就いて見るに、之又竈―炊具即ち食の長と云ふ表現であるが故に、兩者は全くその軌を一にせるものであつたと云ふことになるのである。(46)

(43) 尙ほ竈將軍の語に就いては、大辭典、大日本國語辭典、元祿文學辭典等々參照。之等辭典は又、此語は轉じて、嗅天下の稱ともなると云ふ。

(44) 秋田方言三〇七頁。

(45) 中田博士唐宋時代の家族共產制(前揭)七頁。

(46) 譜代隸屬者を釜子、或は釜譜代などとも稱したと、大辭典、諺語大辭典等に見えるが、之は竈の隸屬者と云ふ表現であつて、竈將軍なる語と同傾向の語法であるであらう。

竈役或は鎰役に就いては、今こゝに具體的例證を擧げる準備が出來て居ないが、地方凡例錄卷五に『一鎰役之事鎰役ト云ハ、古昔…棟役ヲ掛テ家々役ヲ取ル、夫ヲ百姓難儀シ、家ヲ長屋ノ樣ニ作リ、棟役ヲ掛ル樣ニスルニヨリ門役ヲ掛テ取故、亦門ヤクヲ厭ヒテ、口フサギ少クスルユエ、其後ハ內ノ竈ヲ數ヘテ、鎰ヤクト名付役ヲ取立ル、鎰ハ鍋釜ヲ掛ル自在鈎ノ事也、中古石高等定リテハ、村別鎰ヤクト云ハナシ、今モ越前ニテ小物成ノ名目ニナリテアル由也、其他山家ニテハ間々アル事也、持高ニハカヽハラズ、家一軒ヨリ、錢何ホドヽ平等ニ割付集メ、村入用ニスル所モアリ、是ハ山內木艸ヲ取コト高ニカヽハラズ、家並ニ入會カリトル故也、亦塘切所水留、或ハ猪猿カリ出ス樣ニナリ、右人多ク入時、持高ニカヽハラズ、竈役ニ一人ヅヽ出スコトモアリ、是等モ此名目

ニテ、遠國山中ニアル小物成ノ類也』（日本經濟大典本）と詳說されて居ることに依り知り得るのである。

尙ほ此竈役、鎰役は、その內容に於て、その表現に於て、中世歐洲一般に行はれた竈稅（Hearth Tax, Herdsteuer, Contribution des Cheminees）（大阪商大經濟研究所編經濟學辭典其條參照）と殆んど同樣のものであるが、之又興味ある事實であらう。

三

前節に述べた通り、少くとも德川時代に於ては、轉用後の竈なる語は、最も普通に、同居共食の小家族と云ふ意味に用ゐられたと考へられるのであるが、こゝに地方に依り、此意味の竈なる語を一般的に使用しながら、同居共食の家族あるも、尙ほ且つ之を竈と稱しない場合が見られるのである。

第一は、先づ佐賀藩に於ける事例であるが、本藩に於ける戶口調査簿は二種類あつて、一は先に揭示した人別竈帳であるが、他に無竈帳なるものがあり、その中に此事例を見出すのである。

而してその事例は又二種類あるのである。その一は

當時柳町住居　高木町　兵藏

三溝村

一向宗　報恩寺　　同　女房
　　同　娘ちよ
　　同　母親

〆　男女四人(47)

の如きを、一個の無籠と云ふ場合である。

右の無籠帳の記載は、同居共食の家族と見て差支ないであらうから、當地方にあつては、同居共食の家族、必ずしも常に籠でないと云ふことになるのである。

尤も之は高木町から見て、他町に移住せる場合を、無籠となす丈のことであつて、他町現住地に於ては、立派に一の籠ではあつたのである。此ことは、前掲伊勢屋町人別籠帳に、他村より來住せる家族を、一籠として記入して居ることに依つて、充分了解し得られるのである。(48)

その二は

當時相良五兵衛殿宅罷在候

禪宗　西光寺　内野村　　喜十
　　同　女房
　　同　子三藏
　　同　子爲次郎(49)

を無竈とする場合である。

之又同居共食の家族であるであらうが、それが『相良五兵衛殿宅罷在』即ち獨立の形式を備へない爲めに、無竈となして居るのであらう。同居共食の家族と雖も、それが他の家族の中に包攝せられて居る場合には、竈と呼ばれなかつたであらうことは、一般的にも想像せられることであるが故に、此種の概念は、敢へて佐賀藩に限つたものでないかもしれない。

第二は、常陸笠間藩の記錄に見える

右者御領分村々竈數年々人別帳之面を以取調候處書面之通御座候。尤二男三男之類往々分地取立候含を以別家相成居。當時人別帳には彌張一竈の內に加り居候者餘程有之候。[50]

の場合である。

此別家とは、一個獨立の同居共食の家族を構成するものと見ていゝであらうが、然らば、同居共食の家族と云ふ事實のみを以てしては、尙ほ一個の竈たり得ないものであると云ふ譯のものであつて、公の特別の取計を經て初めて、一竈となるものであつたらしいのである。

第三は寺（社人も同樣であつたらうと推量する）を竈となさゞる地方が、相當多いらしいと云ふことである。

即ち、延岡、小倉地方にては尙ほ寺、社人を竈と呼んでは居るが、[51]前節に擧げたやうに、福岡地方に於ては、『一寺六ケ所』となし、[52]又大垣地方に於ては、『一竈百三十軒寺一』となし、[53]佐賀藩に於ては、『合竈數七十三軒…外

ニ寺壹ケ所』[54]などゝなして、寺には竈の名を冠して居ないのである。

此寺とは又、原則として同居共食の家族を、その内容として居たものとなし得られるであらうから、同居共食の家族であつても、それが寺の外貌を有する場合には、之を竈と稱せざる地方があつたと云ふことになるのである。

第四に、小倉藩に於ては、先に掲げた樣に、非人に就いては『小屋何軒』として、竈と云はなかつたのである。

(47) 佐賀鍋島家別邸に多數存す。本例は無竈帳別當清左衛門との表書あるものより抽出。
(48) 前示註(19)所引中に、袋村町内よりの來住町人を、伊勢屋町に於て一竈として居るはその一例。
(49) 註(47)に同じ。
(50) 註(35)所引に同じ。
(51) 註(8)(24)所引。
(52) 註(30)所引。
(53) 大垣市史中三頁。
(54) 前掲伊勢屋町人別竈帳。

四

次には、前節と反對に、家族なくして、尙ほ竈と稱せられた場合があることを述べて見よう。尤もそれは嘗つて、家族共同生活の行はれた場所ではあつたらしいが。

佐賀藩の前掲伊勢屋町人別竈帳に、竈數七拾三軒と總計を出して居るが、その中に、

一　同屋舗間口　三間　　道祖元町利左衛門抱　當時明家

と、明家を、一竈として、算入して居ることが、その一つである。

他は、之又前掲の小倉藩の田川郡竈數人數書上帳に、

一　竈數六拾貳軒　　下伊田村

内

一　六拾壹軒　　百姓

一　壹軒　　寺　無住

とある、無住寺を竈となして居る場合である。

五

德川時代竈なる語は、更に轉用されてと云ふよりは、同居共食の家族を意味することから更に、主としてその經濟的方面即ち財産一般を指稱する、意味が狹められた用例が出て來る。

此方面に關する法制的資料は、第六節末段に掲示の證文（しかもそれは、築造物のみを指すに止まるが）以外、今之を知り得ないが、一般著作物などの上の用例は、多少見出し得られるので、以下それを擧げて見ることにしよう。

寶永七年作近松文左衛門の心中刄は氷の朔日上之卷に、

やう〳〵本復めさつたりや一昨年の大地震。私はきじやくで床につき、身代どうも立兼、既にかまどを破る處。

とあるは、身代を『かまど』と稱したものである。(55)

今日岩手縣、秋田縣仙北地方等にて、破産することを『カマドオカエス』と稱し(56)、又盛岡地方にても、『カマドカヘス』を同じ意味に使用すると云ふが(57)、之等は、右と同樣の習俗の殘存と見られるであらう。

德川時代

へつついのりつぱな側に日なしかし

親分ンと見えてへつつい惣かな具(58)

などの川柳があるが、之は少くとも『へつつい』即ち竈を以て、その貧富を表現するものであるから、本節に參照すべき用例ではあるまいか。

又古くからの俚諺に、

竈より先に女房

なるものがあるが、之は『一家をたてる資力なくして妻を迎ふるをいふ』（諺語大辭典）ものとすれば、此竈又、財産と云ふ意味が強いであらう。

今日の方言として、秋田地方にては、『かまんど』[60]は財産、世帯の意味に用ゐらると云ひ[59]、又青森地方にては貧人を『かまどなし』、富人を『かまどもち』と云ふこと、或は又盛岡地方にても金滿家を『カマドモチ』と云ふこと[61]など、又こゝに參看すべき事例であるであらう。

(55) 尙ほ大辭典、大日本國語辭典參照。
(56) 大辭典其條。
(57) 前掲柳田氏農村語彙其條。
(58) 柳多留（岩波文庫本）上卷八七頁、同一三頁。
(59) 秋田方言三〇七頁。
(60) 大日本國語辭典。
(61) 註(57)所引。

六

竈なる語は、前節云ふ通り、財産の意味にも使用されたのであるが、更に住宅を意味する場合も出て來るのである。

座頭共記錄に[62]、

元服に烏帽子官途料家督の冥加金新宅に竈の料藏建に新造の料寺地にてハ堂供養の料……是等ハ古へ上へ被召上候處の小物成云々

とあるが、此新宅は別家、分家の意味にもとれようが、こゝでは居宅新築と云ふ程度の意味で、從つて此竈の料とは、新築家屋に課する稅と云ふ意味ではあるまいか。然りとすれば、住居を竈と概念し表現した譯になるであらう。

又長崎市法會所に於ては、外國貿易よりの利益金の一部を箇所銀、竈銀と稱して、市民に交付したが[63]、前者は土地所有者に對する分配銀、後者は家屋賃借人に對する配當銀であつたのである。所で此場合に於ては、一は土地に對し、一は賃貸家屋に對する交付と云ふ形をとつたものであるが故に、此竈又住家の意味に使用せられたものとなし得まいか。

次なる日田天領地方に行はれた、借屋證文に至つては、最も明瞭に、住家を竈と稱したものである。

借家請證文之夏

一竈　壹軒

爲此家賃錢八百五拾文

但盆前　半分
十二月　半分　相拂可申候

右者貴殿御持屋敷之内右之家當巳八月より來午七月迄私居住仕度旨申入候處被召置忝存候則書面之通家賃ハ少茂無滯相拂可申候尤手間御入用之節ハ相勤右賃錢を以相拂可申候萬一相滯儀御座候節ハ請人方ゟ相辨早速埒明可申候且又御年貢之儀は貴殿方ゟ御上納可被成候其外町並ニ相掛候諸御公役諸出銀等ハ私方ゟ相勤可申候事

一　御公儀様御法度之趣彌堅相守喧嘩口論等相慎博奕等決而携申間鋪候幷胡亂成もの立宿ニて茂不仕旅人宿等決而仕間敷候惣而不審成儀一切不仕買掛等少ニても仕間敷候事

一　右家御入用之節ハ何時ニても早速明退相返可申候居住之内住荒シ申間鋪候其内私好ミ繕普請等有之節ハ貴殿方ゟ申入御差圖を請可仕候哀

一　長病等仕出渡世難相立節ハ早速請人方ゟ引取貴殿御世話ニ懸申間敷候事

右之通相極候上者少も相違無御座候萬一いか様之儀出來仕候共請人罷出急度埒明可申候尤此家ニ被召置候間ハ何ヶ年ニても此證文御用ひ可被下候爲後日借家請證文仍如件

安永二年巳八月

家借用人城内村　與　七　印

同斷　惣　市　印

請人城内村中城町線屋

丸屋幸右衛門殿(64)　　市右工門　印

而して此日田地方では、私の知る限りに於ては、家と屋敷とを共に借用する場合には常に、籠の借用と云はず、次の例の如く家の借用と稱して居るのである。即ち、

借家請證文之妻　（天明八年八月）

一家　壹軒

此地床賃壹ヶ年ニ丁錢九百五拾文地主方ニ直ニ相拂可申候

此家賃壹ヶ年ニ……

右者彌助陣屋村ゟ罷越貴殿御建置之家ニ被召置被下候樣申出候處被召置忝存候家賃之儀者右極之通少も無滯相拂可申候萬一少ニても相滯儀御座候ハヽ請人方ゟ相辨早速相渡可申候且亦地床賃之儀者直ニ相拂可申候共外村並ニ相掛候御公役並諸出銀共彌助方ゟ相勤可申候事

（以下三條前の證文のそれと大略同じ）

次の證文に見える、籠所又住家を云ふものであらう。

地處貸渡證文之妻

一正金四兩貳分　　年壹割半之利足

右金子致借用候處實正也然處爲引當拙者居宅裏別繪圖面之通柑類共當申年ゟ來ル卯年迄廿ケ年之間貸渡候條右年限中御勝手ニ御取計可被成候直又竈所築立ニ相成候而も決而違背申間敷候年ゝ地主銀見合年限中差引等無之候年限相濟受返之節ハ元金ヲ以受返可申候至後年異變無之ため受人相立候上ハ毛頭相違無之候爲後年貸渡證文如件

貸主　八尋殿衛　印

受人　天野近江輔　印

万延元年申十二月

安武伊右衛門殿

山本勘次殿(65)

次の日田地方のものも、居家を竈と稱した一例であるが、之にあつては、更に釜屋、物置、土藏、通門等單なる築造物をも、竈と稱したのである。尤もそれ等は、住家附屬の築造物である爲めに、住家を意味する竈の語が、之等にも冠せられるに至つたもので、住家に附屬せざる單なる築造物を指す場合は、當地方と雖も恐らくなかつたであらう。

居屋敷并土藏敷書入證文之事

一　居家壹軒　　間口六間入五間半
一　釜屋壹軒
一　物置壹軒　　貳間半四間
一　土藏壹軒　　貳間半四間半
一　通門壹ケ所
一　土藏壹軒　　三間五間
一　同　壹軒　　貳間半四間
一　屋敷坪數　　（略）
一　川向坪數　　（略）

〆

右者大橋村保平持抱之式ニ相違無御座候籠數七軒相違無之候別紙借用ニ引當仕申候故右借用相片付候迄萬一賣拂ニ相成候とも村役ゟ急度差留金子返濟方爲致可申候爲其如斯御座候以上

嘉永六年　丑三月　　家敷主　保平
親類

庄三郎

大橋村方頭

新兵衛

同村庄屋

末廣清左衛門

右之通相違無御座候以上

丑三月

日田町中村

森山定助殿(66)

(62) 德川禁令考第五帙一九五頁。

(63) 竹越與三郎氏日本經濟史三六三頁及び前掲長崎明細記參照。

(64) 此類例は數多く見られる。こゝに掲出せるは、千原文書(本學に寄託されて居る日田千原家文書)中の一例である。次の天明八年の證文又同じ、之は下書である。

(65) 福岡市馬田惠光院藏。

(66) 前掲千原文書、尙ほ之は下書である。

七

最後に附記し度ひのは、德川時代轉用された竈なる語が、最も普通に意味した所の、同居共食の家族は、又家と稱せられ、しかも此言葉の方が、竈なる語よりも、より一般的に使用せられたやうに見えるのであるが、それは兎も角、此家なる語は、同居共食の家族を意味するか、然らざれば家屋そのものを意味するのが通例であつたらしいのであるが、此外に又、別個の用例があつたと云ふことである。

先づ初めに、家が家屋を意味する場合の例證を擧げる必要はないが、家が同居共食の家族即ち普通の意味に於ける竈と、同義同內容である場合の、具體的類例を見て置かう。

既に近世『一家五人』と云ふ諺があつたと云はれるが、之を具體的に見るも、例へば佐古慶三氏の調査に依ると江戸、名古屋、大津、宇治の諸地方に於ける家の平均構成員數は、二人乃至五人前後であつたのであるが(67)（此種の類例は數多く擧げられるが、今は略する）、之は、先に述べた樣に、竈の平均員數が數名であるのと同樣であるが故に、之等各地方に於ける家は、先づ以て普通の意味の竈に外ならなかつたものと爲し得られるであらうし、前掲諸例の中に就いて見ると、岡山藩、神戸地方、高田地方などでは、家と竈とを全く同じ意味に使用して居ることが知られ(68)、殊に大村藩の如き、前掲の如く『家數七竈』となして居るなど、その具體例であるのである。

扨て然らば、家なる語の特殊な用例とは如何。

少くとも大坂に於ける公の帳簿面に見える家とは、一構の宅地を指すものであつて、同居共食の家族を意味す

る竈とは、全く別個の概念であつたと、既に佐古氏が論定されて居る[70]が、之がその一例である。

次に鶴岡地方に於ては、間口六間奥行二十五間の屋敷を壹軒家と稱した[71]ことが知られるが、之は全く大坂と同一の用法であつたのである。

尙ほ、秋田藩の記錄に[72]、

久保田外町五拾三町町屋敷二千百三拾軒

或は又青森地方の記錄に[73]、

屋敷合貳百九十四軒

などの文字が見えるが、之等は土地を意味する屋敷を數ふるに、普通家屋を意味する軒の語を以てしたものであつて、前段の大坂、鶴岡地方の、土地を呼ぶに家を以てするのと、同種の慣行となし得られるであらう。

又唐津藩の增減人帳に、

當三月御改

人數七百貳拾貳人內男……女……

（中略）

家數百七拾四軒

外ニ拾五軒　無家[74]

と見える所の、家又單なる同居共食の家族の意味ではなく、少くとも屋敷をその要素とせるものであり、屋敷なき家族を無家と稱したものではあるまいか。尤も之にあつては、借家の場合を無家と稱したかとも考へられようが、今は決定し得ない。

更に又、長崎、熊本、小倉、山口、廣島、濱田、大垣、京都の諸地方に於ても、家と竈とを對立せしめて使用して居ること、前掲の如くであるが、[75] 之等の家の中には、今は判然考へ得ないが、こゝに參看すべき類例のものもあるのではあるまいか。

尙ほ吉田東伍氏に依れば、『家とは、今日の意義にては、家屋と稱して家族の住居を指すが、古人の謂へる所は少々差異がある。一烟一竈の謂にあらずして、數烟にても數棟にても、一地に聚合して相保親するを家と云』[76] つたと云ふが、德川時代に至つても、尙ほ此の如き用例が存したか否か、私は未だその實例を知らない。

(67) 諺は、前掲吉田東伍氏古代の鄕と戸と家に就いて所出。

前掲佐古氏論文、歷史と地理十二卷四號六八頁以下。尙ほ佐古氏の文中には、京都、長崎の例も擧げてあるが、此二地方に就いては、後段述べる樣に、家と竈とを別義に使用して居る例證がある故に、こゝには省略する。

(68) 註(32)(15)(18)所引。

(69) 註(23)所引。

(70) 前掲佐古氏論文、同上誌十二卷四號、十三卷一號五號。

(71) 鶴岡沿革史一九一頁。

(72) 秋田縣史一、一一一頁以下。
(73) 青森市沿革史上、一一九頁。
(74) 安政五年三月のものより引く、本學藏。此史料は本多了証君より教示を受く。
(75) 註(10)(25)(27)(23)(11)(31)(17)(34)所引。
(76) 前掲古代の鄉と戸と家に就いて。

（追記）

青木義憲氏より、豐前中津奥平藩に於ける、關係史料の教示を受けた。一二摘記すると、中津町の享保年代以降の町方記錄惣町大帳（大册百十數册の大記錄にして好個の町政研究資料、小幡記念圖書館藏）享保三年四年の分に、『一軒數合七拾五軒一竈數合九十九竈』、又享保四年の分に、『一軒數合拾五軒内八軒ハ畠ニ成居申候一竈數合七竈』と見え、又明治初期作成の中津藩管内戸數人口取調帳（仝上藏）に、士族卒に就いて『一戸數千五百貳拾三軒…一人高六千百八拾五人』と記せるに對し、町方村方に就いては、『一竈數千六百七拾九軒…一人高七千貳百三十壹人』となせるものなどがそれである。尙ほ右史料は、本篇完稿後教示に與つた爲めに、こゝに追錄して後考に備へることにしたのである。